

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年7月 23 日

京都府立農芸高等学校
校 長 湯川 佳秀

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
京都府立農芸高等学校 農業機器等引取
- (2) 業務の仕様・数量等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期日
納入通知書で指定する日
- (4) 引渡期間
令和6年9月 10 日(火)から令和6年 11 月 11 日(月)まで
※引渡は納入確認ができてからとする。
- (5) 引渡場所
京都府立農芸高等学校
住所:南丹市園部町南大谷

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒622-0059 南丹市園部町南大谷
京都府立農芸高等学校 事務部
電話番号 0771-65-0013
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
令和6年7月 23 日(火)から令和6年8月5日(月)の間
原則として、本公告に示す入札参加資格審査の受付期間に、本校ホームページからダウンロードすること。
窓口配布を希望する場合は、本公告に示す入札参加資格審査の受付期間までに、契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

(3) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時

令和6年7月 24 日(水)から令和6年8月2日(金)の間(土、日及び祝日を除く。)、随時

イ 場 所

南丹市園部町南大谷

京都府立農芸高等学校 事務室

3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
- ア 公告日の属する年の1月1日において直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - イ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ウ 府内に事業所を設置していない者
- (2) 一般競争入札参加者参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 入札参加資格審査の申請

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の交付期間等
- ア 交付期間 令和6年7月23日(火)から令和6年8月5日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
 - イ 交付場所 2の(1)に同じ
 - ウ 交付方法 2の(2)に同じ
- (2) 申請書の提出期間等
- ア 提出期間
(1)のアに同じ。
 - イ 提出場所
2の(1)に同じ。
 - ウ 提出方法
(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、「物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格者名簿(一般競争入札及び指名競争入札)」に登載された者については、資格審査結果通知書の写しを添付する事ですること、次の(ア)から(エ)までの資料を省略することができる。

(ア) 商業登記簿謄本及び定款(法人の場合)

(イ) 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明書(個人の場合)

(ウ) 本籍地市町村が発行する身分証明書(個人の場合)

(エ) 営業経歴書

(オ) 過去5年以内の同種の業務(関連業務を含む)の実績

(カ) 取引使用印鑑届

(キ) 権限を営業所長等に委任する場合は委任状

(ク) 誓約書

(ケ) 役員等調書

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請者等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府立農芸高等学校機器等引取に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和7年3月31日までとする。

9 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に他の機器や校舍等を破損させる等、不正の行為をしたとき

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

- エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - オ 正当な理由なくして契約を履行しなかったとき
 - カ アからオまでのいずれかに該当し、一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

10 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時

令和6年8月 27 日(火) 午後2時

イ 場 所

南丹市園部町南大谷

京都府立農芸高等学校 会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和6年8月 26 日(月) 書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(イ) 提出先

〒622-0059 南丹市園部町南大谷

京都府立農芸高等学校 事務室

(ウ) その他

郵送による場合の入札の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業所であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 3に該当する者若しくは4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和 52 年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第 145 条の予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

11 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

12 契約保証金

会計規則第159条第2項第5号により免除する。

13 その他

- (1) この入札の実施については、1から12までに定めるもののほか、京都府会計規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。